

担当部署: 農政課

処分の概要	占用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町農村公園条例 第6条第2項ただし書
例規番号	平成5年条例第20号

【基準】

第6条の規定による。

(使用)

第6条 農村公園は、常時これを開放し、承認を得ないで使用することができる。

2 農村公園は占用して使用することができない。ただし、指定管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

標準処理期間	5日
--------	----

備考

設定年月日	令和 3 年 12 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	